

平成26年度第1回（5月）大磯町議会議会報告会

議 会 報 告 会 資 料

（開催日）

- 1回目 平成26年5月17日（土）午前10時～
2回目 平成26年5月17日（土）午後7時～

資 料

議会議員の紹介	1～3
議会基本条例について	4～10
議会報告事項（1）平成26年度予算の主な審査内容	11～20
議会報告事項（2）自然エネルギー導入推進のための条例制定 の調査研究状況	21～27
議会報告事項（3）前回報告の結果について	28～30

議会議員の紹介（議員名簿）

町条例定数 14人
 現議員数 14人
 任期 平成23年7月16日～平成27年7月15日

議長

議席番号	氏名	役職・所属委員会	所属政党	当選回数
16	おくつ かつこ 奥津 勝子 	議長 福祉文教常任委員会委員	公明党	3回

副議長

議席番号	氏名	役職・所属委員会	所属政党	当選回数
1	たかはし ひでとし 高橋 英俊 	副議長 総務建設常任委員会委員 議会運営委員会委員	無所属	3回

監査委員（議会選任）

議席番号	氏名	役職・所属委員会	所属政党	当選回数
10	たけうち えみこ 竹内 恵美子 	監査委員 福祉文教常任委員会委員	無所属	3回

議会議員名簿

議席 番号	氏 名	役職・所属委員会	所属政党	当選 回数
2	にのみや かずこ 二 宮 加寿子 	総務建設常任委員会委員 議会だより編集委員会委員 農業委員会委員	公明党	1 回
3	わたなべ じゅんこ 渡 辺 順 子 	総務建設常任委員会委員長 議会運営委員会委員 大磯町都市計画審議会委員 (総務建設常任委員会委員長として委嘱)	無所属	3 回
5	さかた ようこ 坂 田 よう子 	福祉文教常任委員会委員 議会運営委員会副委員長 議会だより編集委員会委員長 農業委員会委員	無所属	4 回
6	かたの てつお 片 野 哲 生 	福祉文教常任委員会副委員長 議会運営委員会委員 議会だより編集委員会委員	無所属	1 回
7	よしかわ しげお 吉 川 重 雄 	総務建設常任委員会副委員長 議会運営委員会委員長	無所属	3 回
8	たかはし ふみこ 高 橋 富美子 	福祉文教常任委員会委員長 議会運営委員会委員 議会だより編集委員会副委員長 大磯町民生委員推薦会委員 (福祉文教常任委員会委員長として委嘱)	無所属	1 回

議会議員名簿

議席 番号	氏 名	役職・所属委員会	所属政党	当選 回数
9	どばし ひでお 土 橋 秀 雄 	福祉文教常任委員会委員	無所属	4 回
11	みさわ たつお 三 澤 龍 夫 	総務建設常任委員会委員 議会だより編集委員会委員	無所属	5 回
12	せき たけくに 関 威 國 	総務建設常任委員会委員 議会だより編集委員会委員	無所属	1 回
13	すずき きょうこ 鈴 木 京 子 	総務建設常任委員会委員 議会運営委員会委員	日本 共産党	4 回
15	しみず ひろこ 清 水 弘 子 	福祉文教常任委員会委員	無所属	6 回

議会基本条例について 説明資料（大磯町議会基本条例の概要）

条例の重要項目	条文の概要
①情報公開による 透明性の確保 ・前文 ・第3条 ・第5条 ・第11条 ・第14条	前文 議会は町民の代表機関、町政の立案・決定・監視、町民と協働のまちづくりの推進、議会活動の説明責任を果たす 公正で透明、開かれた議会を構築する 本条例の議会運営のルールを遵守・実践し、町民から信頼され存在感のある豊かな議会を築くため不断の努力
	第1条(目的) 開かれた議会で議事機関としての役割を果たす、町民の福祉の向上と豊かなまちづくりの実現に寄与
	第2条(議会の使命) 町政の監視、政策立案の決定・推進
	第3条(議会の活動原則) 町民を代表する議事機関、透明性等を重んじた開かれた議会、町民参加と協働
	第4条(議員の責務) 自由な討論の推進、町民要望等の的確な把握、能力を高め町民の代表としての活動
②町民参加と協働 ・前文 ・第3条 ・第5条 ・第10条	第5条(町民と議会の関係) 本会議等の公開、情報の公開・提供、一般会議、請願・陳情は政策提案、議会報告会
	第6条(町長と議会及び議員の関係) 質疑応答は論点・争点を明確にする一問一答方式、町長等反問権
	第7条(重要政策の審議等) 町長等は重要な政策提案前に政策決定過程から将来コストなど7項目の情報提供
	第8条(議会の議決事件) まちづくり基本計画、町出資する法人出資
	第9条(議会における自由討議の拡大) 議会は言論の府であることを認識し、議員間の十分な討議による議会意思の決定等
③議員間の自由討 議と反問権 ・第4条 ・第6条 ・第9条	第10条(議会の組織) 迅速・柔軟な委員会設置、参考人・公聴会制度の活用
	第11条(政務活動費) 政務活動費を有効に活用、使途基準に従い適正に執行、使途の説明責任
	第12条(議会事務局の体制整備等) 議会又は議員の政策形成支援、町長等は財政・情報提供措置
	第13条(議員の研修等) 議員の研修・政策研究を充実
	第14条(議会広報の充実) 議会独自の視点から情報公開
④政策形成能力の 向上 ・第2条 ・第5条 ・第7条 ・第8条 ・第9条 ・第13条	第15条(議員の政治倫理) 町民の代表者として倫理性を自覚、町民の疑惑を招かない行動
	第16条(この条例の性格等) 議会運営に関する最高規範、不断に見直し必要な措置
	附 則 平成21年11月1日から施行

議会基本条例について 説明資料（大磯町議会基本条例の逐条解説）

地方分権の時代を迎え、自治体の自己責任と自己決定の範囲が拡大し、二元代表制の一翼である議会が担う意思決定機関、行政の監視機関としての役割と責任は、これまで以上に重要なものとなってきた。

このため、大磯町議会は、そのもてる機能を十分に駆使し、常に町長その他の執行機関（以下「町長等」という。）と対等で緊張ある関係を維持しながら、町民の代表機関として、町長等が行う事務を評価及び監視するに当たり、その立案、決定、執行等における論点及び争点を明確にする。

また、積極的に町民へ情報発信することによって、町民と協働のまちづくりを推進し、議会の意思決定における説明責任を果たす必要がある。

ここに我々は、公正で透明、開かれた議会を構築するため、議会運営の基本事項を定め、議会の役割と活動の指針を明確にすべくこの条例を制定する。この条例に定める議会運営のルールを遵守し、実践することによって、町民から信頼され、存在感のある豊かな議会を築くために不断の努力を惜しまないものとする。

【説明】

- 1 前段は、二元代表制の下、議会の役割を表記している。
- 2 後段は、条例制定の趣旨と町民に信頼される議会を築くよう努めることを表記している。

（目的）

第1条 この条例は、地域主権の時代にふさわしい、町民に身近な自治体における議会及び議員の活動の活性化と充実のために必要な議会運営の基本的事項を定めることにより、開かれた議会を基本とした議事機関としての役割を果たすとともに、大磯町の町民の福祉の向上と持続的で豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

【説明】

この条例が町民の福祉の向上と持続的で豊かなまちづくりに寄与することを目的とし、町民に信頼され開かれた議会の役割を果たすために、必要な議会運営の基本的事項を定めることを明らかにしている。

（議会の使命）

第2条 議会は、町民を代表する議事機関として、町民全体の立場に立って、町長等の活動を監視するとともに、町民の福祉の向上と持続的で豊かなまちづくりの実現のために必要な政策を立案して決定し、推進しなければならない。

【説明】

議会の使命は、町民全体の立場に立って、町長その他の執行機関の活動の監視と政策立案等を行うことを定めている。

（議会の活動原則）

第 3 条 議会は、町民を代表する議事機関であることを常に自覚し、公平性、透明性、信頼性を重んじた町民に開かれた議会及び町民参加を推進する議会を目指して活動する。

2 議会は、前項の活動に当たっては、町民に必要な情報を提供し、その多様な意見を反映させるとともに、町民とともにまちづくりの活動を推進するため、町民参加と協働を基軸にした議会運営に努めなければならない。

【説明】

1 議会が町民を代表する議事機関であることを自覚し、町民に開かれた議会を推進することを定めている。

2 議会は、町民参加と協働を基軸とし、町政に関する情報を広く町民に提供するとともに、町民に開かれた議会運営を推進することを定めている。

（議員の責務）

第 4 条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討論の推進を重んじなければならない。

2 議員は、町政全般について、その課題並びに町民の意見及び要望を的確に把握するとともに、自らの能力を高め、町民の代表としてふさわしい活動をするものとする。

3 議員は、個別的な事案の解決だけでなく、町民全体の福祉の向上を目指して活動しなければならない。

【説明】

1 議会は「言論の府」であり、合議制であることから、その特性を活かして町政の論点、争点を明確にするため、議員の自由な討論を尊重している。

2 議員は、町政全般にわたり多様な町民の意思を把握するとともに、議員としての資質の向上に努め、町民の代表者としてふさわしい活動をとることを定めている。

3 議員は、町政全般に目を配り、個別的な事案の解決ばかりでなく、町民全体の福祉の向上を目指して活動することを定めている。

（町民と議会の関係）

第 5 条 議会は、次に掲げる事項に留意し、町民の議会活動への参加を推進するものとする。

(1) 議会の本会議、委員会及び議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を原則として公開すること。

(2) 積極的な情報の公開及び提供に努めること。

(3) 議会活動への参加を推進する際には、すべて町民が等しくその利益を享受できるよう配慮すること。

2 議会は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）で定める委員会等のほか、町民及び議員が自由に意見及び情報を交換するため、一般会議を置くことができる。

3 議会は、町民から請願及び陳情が提出されたときは、これを町民の政策提案と受け止め、必

要に応じて、町民の意見を聴く機会を設けることができる。

- 4 議会、町民に対する議会報告会を開催して議会の説明責任を果たすとともに、町民の意見を聴取して議会運営の改善を図るものとする。

【説明】

- 1 町民の議会活動への参加を推進するため、議会の本会議等の原則公開、積極的な情報の公開等及び参加の利益を等しく受けられるよう配慮することを定めている。
- 2 日常の議員活動により把握できる町民の意見や考え方には、量的にも範囲的にも限界があるので、町民と議会が自由に意見や情報を交換できる場として、一般会議を設置できると定めている
- 3 町民からの請願・陳情を政策提案と位置づけ、提案者の意見を聴く機会を設けることを定めている。
- 4 議会として説明責任を果たし、多様な町民意見を聴取する場として議会報告会を開催することを定めている。

（町長と議会及び議員の関係）

第6条 議会の本会議における議員と町長等との一般質問は、広く町政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答方式で行う。

- 2 議長から本会議、常任委員会又は特別委員会への出席を要請された町長等は、議員の質問に対し議長又は委員長の許可を得て、答弁に必要な範囲内で反問することができる。

【説明】

- 1 広く町政上の論点、争点を明確にし、審議を深めるため、一般質問は、一問一答方式で行うことを定めている。
- 2 町長等は、議員の質問に対して論点、争点を確認するため、逆質問することができることを定めている。

（重要政策の審議等）

第7条 町長等は、総合計画その他重要な政策を策定しようとするときは、あらかじめ議会の意見を聴くよう努めなければならない。

- 2 町長等は、議会の議決を得るべき政策案を提案し、又は前項の規定に基づいて意見を聴こうとするときは、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

- (1) 政策等の発生源
- (2) 検討した他の政策案等の内容
- (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (4) 総合計画における根拠又は位置づけ
- (5) 関係ある法令及び条例等
- (6) 政策等の実施に係る財源措置
- (7) 将来にわたる政策等の維持管理を含めた財源計画

- 3 議会は、前項の政策等の提案を審査するに当たっては、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

【説明】

- 1 町民の意見や考え方が組み込まれた政策が求められていることから、重要政策を策定する場合は、町長等は事前に議会の意見を聴くように定めている。
- 2 重要政策を審議する場合は、慎重かつレベルの高い議論が行えるように、町長等は政策決定過程から将来コストまでの 7 項目にわたる情報を提供することを定めている。
- 3 議会は、町長等から提供された情報を踏まえ、立案、執行における論点、争点を明確にするとともに、執行後における政策評価に役立つような審議に努めることを定めている。

（議会の議決事件）

第 8 条 法第 96 条第 2 項に規定する議会の議決事件は、次のとおりとする。

- (1) 大磯町まちづくり基本計画に関すること。
- (2) 法第 221 条第 3 項の法人に対する出資及び町が出資することにより当該法人が同項の法人となる当該出資に関すること。

【説明】

法第 96 条第 2 項では、条例で議会の議決事件を追加指定できると規定している。この規定により、2 項目を新たに議決項目として追加することを定めている。

第 1 号は、将来のまちづくりの基本計画について議会の責任を果たしていくために、議決事項としている。

第 2 号は、公社等の一部には赤字が累積し、その穴埋めを地方公共団体が行っている例が見られることから、議決事項としている。

（議会における自由討議の拡大）

第 9 条 議会は、議員による言論の府であることを認識し、議員間の十分な討議を通じて、町政の監視評価、政策立案及び政策提言等を積極的に行うものとする。ただし、議長は、町長等の出席が必要と認めたときは、出席の要請を行うものとする。

【説明】

議会における自由討議による十分な討議を通じて町政の監視評価等を積極的に行うとともに、必要と認めたときは、町長等の出席の要請を行うことを定めている。

（議会の組織）

第 10 条 議会は、社会経済の変化等により新たに生じる課題に迅速かつ柔軟に対応するため、委員会の設置並びに参考人及び公聴会の制度の活用にも努めなければならない。

【説明】

議会は、効率的な審議を行うため、各種委員会を設置するとともに、公聴会や参考人制度

を活用し、課題に迅速かつ柔軟に対応することを定めている。

（政務活動費）

第 11 条 議員は、政務活動費を有効に活用し、積極的に調査研究を行うものとする。

2 議員は、政務活動費の使途基準に従い、これを適正に執行し、常に町民に対して使途の説明責任を負うものとする。

【説明】

- 1 議員は、政務活動費を活用し、調査研究を積極的に行うことを定めている。
- 2 議員は、政務活動費を適正に執行し、町民に説明責任を負うことを定めている。

（議会事務局の体制整備等）

第 12 条 議会は、議会又は議員の政策形成等の活動を支援するため、調査機関等としての議会事務局の体制を強化するよう努めなければならない。

2 町長等は、議会又は議員の政策形成等の活動を支援するため、財政措置、情報提供その他必要な措置を講じるよう努めなければならない。

【説明】

- 1 議会及び議員の政策形成機能や執行機関等に対する監視機能等を高めるため、これを補佐する議会事務局の体制を強化することを定めている。
- 2 町長等は、議会又は議員の活動を支援するため、必要な措置を講じるよう定めている。

（議員の研修等）

第 13 条 議会は、議員の政策形成能力の向上等を図るため、議員の研修及び政策研究（以下「研修等」という。）の充実に努めるものとする。

2 町長等は、前項の規定による研修等の実施に協力するよう努めなければならない。

【説明】

- 1 議会は、行政が質的にも高度化している状況を踏まえ、議員の政策形成能力の向上等を図るため、議員研修と政策研究の機会を積極的に設けるよう努めることを定めている。
- 2 町長等は、これらの研修等の実施に協力するよう努めることを定めている。

（議会広報の充実）

第 14 条 議会は、町政に係る重要な情報を議会独自の視点から、常に町民に対し周知するよう努めるものとする。

2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの町民が議会と町政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

【説明】

- 1 議会は、町政の争点、論点などの重要な情報を議会の立場から、継続的に町民へ提供することを定めている。

- 2 議会、情報技術の発達に合わせ、多様な広報手段を活用することにより、町民が議会と町政に関心を持つよう議会広報の充実に努めることを定めている。

（議員の政治倫理）

- 第 15 条 議員は、町民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、町民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

【説明】

議員は、倫理性を自覚した上で、議員としての影響力を不正に行使するなど、町民の疑惑を招くことのないよう行動することを定めている。

（この条例の性格等）

- 第 16 条 この条例は、議会運営に関する最高規範であって、議会は、この条例で定める目的、原則等を実現するために必要な事項について条例、規則等を制定し、議会運営の仕組みを体系的に整備しなければならない。

- 2 議会は、議会運営がこの条例の目的、原則等に即して行われているかどうかを不断に点検し、必要があると認めるときは、この条例及び大磯町議会会議規則(昭和 41 年大磯町議会規則第 1 号)の改正その他必要な措置を講じなければならない。

【説明】

- 1 この条例は議会運営における最高規範であり、この目的、原則等に則して、議会運営の仕組みを体系的に整備することを定めている。
- 2 議会はこの条例を遵守した議会運営に努め、必要に応じて条例等の改正等の措置を講じることを定めている。

附 則（平成 21 年 7 月 29 日大磯町条例第 14 号）

この条例は、平成 21 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 2 月 26 日条例第 2 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。

議会報告事項（1）平成 26 年度予算の主な事業について（説明資料）

（平成 26 年第 1 回（3 月）議会定例会）

1 議案番号及び議案名
議案第 19 号 平成 26 年度大磯町一般会計予算 議案第 20 号 平成 26 年度大磯町国民健康保険事業特別会計予算 議案第 21 号 平成 26 年度大磯町後期高齢者医療特別会計予算 議案第 22 号 平成 26 年度大磯町介護保険事業特別会計予算 議案第 23 号 平成 26 年度大磯町下水道事業特別会計予算
2 議案の概要
議案第 19 号「平成 26 年度大磯町一般会計予算」、議案第 20 号「平成 26 年度大磯町国民健康保険事業特別会計予算」、議案第 21 号「平成 26 年度大磯町後期高齢者医療特別会計予算」、議案第 22 号「平成 26 年度大磯町介護保険事業特別会計予算」、議案第 23 号「平成 26 年度大磯町下水道事業特別会計予算」の 5 議案について、3 月 3 日に全会計の説明を受け、その後 4 日間にわたり審査を行った。 予算特別委員会の委員長に渡辺順子議員、副委員長に二宮加寿子議員が互選された。 説明を受けた 5 議案の予算概要は次のとおりである。 まず、一般会計の歳入歳出予算額は 94 億 7,500 万円で、前年度当初予算額と比較すると、4 億 6,900 万円の増、比率で 5.2%の増となっています。 歳入においては、収入の根幹をなす町税は当初予算ベースで 7 年ぶりに増額、4 月からの消費税率引き上げに伴い地方消費税交付金は 6,000 万円の増、子育て世帯臨時特例給付金の支給に対する補助金増などにより、国庫支出金は 4 億 4,570 万円の増となっています。 町債は、ごみ処理広域化に伴う高効率ごみ発電施設整備の終了により約 2 億 3,640 万円の減となっています。 歳出においては、町全体を「健康」にしていくことに力点を置き、事業の見直し、必要性・優先度の精査が行われました。 主な事業として、駅前自転車駐車場の整備、旧吉田茂邸の再建工事、郷土資料館のリニューアルに着手、本庁舎等の非常用発電設備の更新、「おあしす 24 健康おいぞ」において筋力の老化・衰えの予防を推進、東部つどいの広場や妊婦健康診査助成の拡充、住宅用太陽光発電設備・エネファームや蓄電池などのスマートエネルギー設備・電動生ごみ処理機購入費助成を拡充、図書館の空調設備改修工事を行っていくとの説明がありました。 次に、国民健康保険事業特別会計の歳入歳出予算額は 40 億 4,700 万円で、前年度当初予算額と比較すると、6,000 万円の増、比率で 1.5%の増となっています。 次に、後期高齢者医療特別会計の歳入歳出予算額は 7 億 6,000 万円で、前年度当初予算額と比較すると、7,000 万円の増、比率で 10.1%の増となっています。 次に、介護保険事業特別会計の歳入歳出予算額は 26 億 800 万円で、前年度当初予算額と比較すると、1 億 2,300 万円の増、比率で 4.9%の増となっています。 最後に、下水道事業特別会計の歳入歳出予算額は 16 億 300 万円で、前年度当初予算額と比較すると、900 万円の減、比率で 0.6%の減となっています。

3 論 点

（１）予算の必要性、妥当性について

（予算特別委員会審査の委員長報告概要）

1 日目、政策課、総務課、財政課、税務課、危機管理対策室、会計課、消防本部、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局、議会事務局の審査を一括して行った。質問者は延べ24人、質問数は74問であった。

（主な質疑）

問： 歳入確保のため町税徴収率の目標設定をしているが、昨年度より目標を高くしたのか。また、滞納解消のための対策はどのようなか。

答： 目標設定は昨年とそれほど変わりはない。引き続き滞納整理は行っていくが、26年度は差し押さえた不動産の公売手続きに着手するとともに、町県民税の給与天引き手続きを進め、28年度までに完成させていきたい。

問： 予算不足の話があったが、各課からの要求をどのように調整して予算編成を行ったのか。

答： 各課には必要最小限の金額を要求するよう依頼し、精査された段階で要求されたものと考えているが、結果的には歳出が上回ったため、財政調整基金等からの繰入れ、臨時財政対策債により財源調整を行った。

問： 債務負担行為が多い理由は何か。中でも公用車をリースする効果、防犯灯全てをLED化することを債務負担行為とした理由は。

答： 長期契約をすることで、経費を下げられる見込みがある事業に債務負担行為の設定をした。公用車は買い上げるよりリースのほうが安く、また修理代等を抑えることができるメリットがある。防犯灯のLED化はESCO事業を採用し、長期間のリースとした。

問： 昨年度から始めたコンビニ収納で納められた金額はどのくらいか。また、利便性や費用対効果をどのように考えているか。

答： コンビニ収納の割合は町県民税が21%、固定資産税が12%、軽自動車税が32%となっている。固定資産税は口座振替が26%でコンビニ収納を上回っているが、税額の安い軽自動車税では閉庁時間に納めている方も多ことから、利便性や効果は出ていると考えている。

問： 職員が心の問題を相談する場合の対応として、こういった予算立てがされているのか。また、産業医と相談者の人数、心の問題に関する講演会などはどのようなものか。

答： 26年度はメンタルヘルス研修を行うための講師等謝金2万円を計上している。産業医への健康管理相談謝金12万円を計上している。25年度には復職予定者3名が産業医へ相談をした実績がある。

問： 合併60周年記念事業として大磯オリジナル切手シートの作成とあるが、絵柄や販売方法等、具体的な内容は。

答： 町内外に大磯町をPRすることを目的としたもので、デザインや発売時期はまだ決まっていない。1シート1,200円で1,000シートを町が購入し、販売していく考えである。

問： 指定管理者候補者選定等委員会委員報酬の内容と、中間検査ではどのような内容をチェックするのか。

答： 現在、町が指定管理業務を委託しているのは大磯運動公園と福祉センターさざれ石の2カ所であり、各施設で年1回ずつ中間検査を実施する。委員報酬とは、その時の外部委員8名分の報酬である。

中間検査は、施設管理全般や安全対策等の8項目について事業者と町担当課が評価を行い、その後に町の部長、外部識者等で委員会を構成して評価を検証するものである。24・25年度は2回実施し、一部良好でないというC評価が出された場合、事業者は翌年度までに改善する必要があるため、かなり効果はあると考えている。

問： 防災指定井戸の件数と、停電時に対応できる手押しポンプは何カ所あるのか。今後、防災指定井戸を増やす考えはあるのか。また、備品購入費ではどのようなものを購入するのか。

答： 全部で28カ所あるが、手押しポンプと電動式ポンプの内訳はすぐには回答できない。平成25年3月に「大磯町防災指定井戸の指定及び監理に関する要綱」を定め、増やしていく方向である。

備品は指定避難場所で使用する扇風機、初期消火用のスタンドパイプセット、避難所で使用する仮設電話機と投光器などを購入予定である。

2日目、建設課・都市計画課・産業観光課・環境美化センター・下水道課の下水道事業特別会計、農業委員会事務局の審査を一括して行った。質問者は延べ20人、質問数は78問であった。

問： 大磯港指定管理業務納付金の内容は。町が利益を上げるための努力はどのようにするのか。

答： これまでの指定管理業務は、毎年、県から委託料を受け取って管理してきたが、26年度からは駐車場の使用料金が全額町の収入となる。県には必要経費を引いた分を納付することになる。

月極めなど駐車場の利用台数を増やすことで収入を得るか、正規職員を任期付職員に替えて歳出の節減を図る等、手段を考えていく。

問： 電動生ごみ処理機補助金が昨年度は120万円だったのに対し、900万円と大幅に増額となっている理由は何か。また、1台あたりの購入金額はどのぐらいで、今後の周知はどのように進めるのか。

答： これまでは購入費用の2分の1、上限4万円を補助してきたが、生ごみ減量化を推進していく上で、上限6万円まで引き上げ150件分を計上した。

1台あたり約8万円の機種が主流である。区長及び推進員に協力を依頼し、広報や掲示板を活用するほか、町民の方々が集まる場所へ出向いて普及活動を行っていく。

問： 昨年度まであった幹線28号線歩道整備事業が平成26年度予算から削除されている。いきなりゼロにした理由は。町は道路計画をどう考えているのか。

答： 事業は終了したわけではなく、用地交渉は引き続き実施していく。協力が得られた時には、歩道設置の工事費を計上する。

道路のストック総点検を27年度あたりから実施し、計画書を作っていきたい。

問： 幹線 16 号線整備事業の内容と将来計画、検討会はどのように進めていくのか。

答： まちづくり基本計画に基づく事業で、将来的には大磯小学校ガード下まで整備する計画である。検討会は、どのような整備が必要かを近隣住民の方々と話し合うもので、募集したところ 13 名の方から応募があった。

問： なぎさの祭典補助金は昨年度まで観光協会事業補助金に含めて補助していたが、実行委員会補助金を新設して予算計上した理由はなぜか。また、なぎさの祭典補助金が減ったのに観光協会事業補助金自体が 377 万 5,000 円増額となっているのはなぜか。観光協会補助金の使いみちに決まりはあるのか。

答： なぎさの祭典は実行委員会という一つの組織で行うため、26 年度から直接補助をすることにした。

観光協会の増額の内訳は、「あおみ」の着ぐるみ作成に 70 万円、滄浪閣等の町内施設の活用についての調査研究に 100 万円、協会事務局職員の人件費に 200 万円である。補助金交付要綱に基づき補助の対象事業を設定している。

問： 農道等維持管理事業の修繕料 100 万円と農業用水路等維持管理事業の修繕料 30 万円の内容は。

答： 黒岩地区の農道のコンクリート舗装が老朽化しており、修繕を予定している。

農業用水路等維持管理事業では、台風や大雨で堰に水がたまった場合にユンボで堰を持ち上げる費用、西小磯の土地改良区で経年劣化した部分の修繕、その他緊急時への対策として各 10 万円ずつ見ている。

問： 新たな観光の核づくり推進事業の内容は。また、この事業を町民に見えるようにするにはどうしたらよいと考えるか。

答： 昨年度に策定した「観光の核づくり基本計画」で「ブランド力の再構築」などの目標を定めており、目標達成のために組織した推進協議会や部会等で連絡調整を行うための費用、旅費や自動車通行料、講演会の講師等謝金などである。

官民連携調査の事業提案が出来上がったら、町民の意見を聞いていく。

3 日目、教育委員会の学校教育課、子育て支援課、生涯学習課の審査を一括して行った。質問者は延べ 18 人、質問数は 79 問であった。

問： 小児医療費扶助費を 450 万円増やした理由はなにか。

また、小児医療費扶助の効果は実感できているのか。

周辺市町との比較で、補助内容はどうか。

答： 過去 3 年間の医療費の伸び率を計算して増額した。

かなりの効果が出ていると考える。二宮町・平塚市とでは、所得制限、対象年齢で違いがある。

問： 学校図書館運営事業で、図書の更新率が全国平均より低い、改善されるのか。また、図書館整理員の人数と利用率をどのように上げていくのか。

答： 今後、学校図書館の電算化に向けて蔵書整理を進め、更新率が上がるように努力する。26 年度から学校図書館司書に名称変更し、小・中学校 1 校に 1 人配置し、週 4 日あるいは 5 日開館していく。子どもたちの利用が増え図書館が充実していくと考える。

問： 国府中学校体育館等改修事業はあるが、総合計画の大磯小学校グラウンド整備は予算に無い。平成 23 年度議事録に検討するとあるが、計画はあるのか。

答： 大磯小学校のグラウンドは状況が悪く改修が絶対必要であり、工事実施のための設計は終了しているので、早急にできるように予算要求は続けていく。

問： コンピュータ教育推進事業の内容は何か。また、電子黒板の活用はどうか。

答： インク等消耗品、SCN のインターネット使用料、パソコンの更新費用である。電子黒板については、各学年に 1 台ずつなので、使い勝手に課題があるため、タブレット型のコンピューターを導入し、各教室のデジタルテレビと接続して、電子黒板の機能を持たせる。

問： 学校教育指導振興事業の AET 英語指導助手の賃金が減っている理由は何か。また、小学校・中学校・幼稚園・保育園での時間数はどれくらいあるのか。

答： 幼稚園・保育園への AET 英語指導助手の賃金が、子育て支援課に移っているので減になっている。小学校・中学校には、例年と同じぐらいの時間数・回数を行っていく。幼稚園は 1 か月に各園 1 回 4 時間、保育園は 1 か月に 1 回 2 時間である。

問： 図書館施設整備事業の内訳と金額はいくらか。また、このような費用がかかる修繕等は今後も続くのか。

答： 内訳として、エアーハンドリングユニット工事で約 2,500 万円、給排気ファン工事で約 65 万円、換気扇・天井扇工事で約 137 万円、間接工事・仮設現場費で約 1,200 万円などである。26 年度の工事が終了すれば、空調関係は全て終了する。建物が 30 年経過しているので、屋根、外壁、エレベーターの修繕がある。

問： 幼稚園預かり保育料が増になった理由と、預かり保育料をどのように使用するのか。

答： 週 1 回開催していたものを週 2 回開催するため、増額になる。使い道については、預かり保育士の人件費 4 名分、預かり保育に係わる消耗品・おやつやお茶代である。

4 日目、町民課、福祉課、スポーツ健康課、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険事業特別会計の審査を一括して行った。質問者は延べ16人、質問数は54問であった。

問： 介護保険事業特別会計の 4 月から始まる「大磯はつらつサポーター事業」の希望者数、受け入れ施設数、講習会の開催回数などの内容は。

答： 介護予防事業として、15 名の方が登録している。受入施設は 9 施設で 4 月にスタートする。講習会は少なくとも年 2 回開催する。

問： 緊急通報システム事業の委託料の内容、利用件数は。

答： 独居の高齢者の自宅に緊急通報装置を設置し、緊急事態があった時にセンターに通報がいくシステムの委託料である。利用件数は、年間平均で月 56 件ほどである。

問： 消費生活事業の放射性物質簡易検査委託負担金の内容は。また、町民への周知はどのようにするのか。

答： 食の安全を確かめるため、食品の放射性物質の検査を、平塚市の N P O 法人に委託する費用、負担金である。周知については、ホームページ、広報等で検査の開始時期、場所を知らしていく。

問： 防犯対策事業の防犯灯の L E D 化事業で、債務負担行為をして 10 年間で 1 億円以上かけてやるが、その内容は。また、寿命と効果はどうか。

答： E S C O 事業を使い、防犯灯の蛍光灯を L E D に付け替えして、年間 948 万円の使用料を 10 年間支払っていく。

蛍光灯の球切れで、年間約 400 万円修繕料がかかっているが、L E D は 14 年間球切れが無いのでそれが削減できる。また、10 ワットの基本定額となり、年間約 1,300 万円の電気代が約 600 万円になる。14 年間の削減額を試算すると、約 5,500 万円になる。

問： 自転車駐車場整備事業の工事費が、3 億 8,200 万円から 4 億 9,077 万円に変更になった理由とその内容は何か。また、基本設計の成果品はあるのか。

答： 変更になった理由は、通路幅にゆとりを持たせたことによる面積の増、半地下 1 階地上 2 階を地下 1 階地上 3 階に建物の形状と意匠の変更である。

基本設計の成果品は納品されている。

問： 高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定作業の内容は。また、介護保険事業所が大磯町から移転するが、相談などに支障はないか。

答： 平成 25 年度町民の皆さんに協力いただいたアンケートをベースに、改定を行っていく。

また、国では要支援 1・2 について法改正をすることで審議しているが、町では第 6 期の高齢者福祉計画の中で検討していく。

居宅介護支援事業所の場所は変わるが、利用者にはきちんと説明し、引き続きサービスプ

ランは作成していくので、急にサービスプランを立てる方がいなくなることはない。

問：健康増進事業で神奈川保健指導モデル事業の対応状況はどうか。また、ロコモティブシンドロームについてスクエアステップの対応状況はどうか。

答：神奈川保健指導モデル事業は、大磯町、寒川町、海老名市の 3 つの自治体が、県の指導で生活習慣病の重症化予防に取り組んでおり、その効果を血液検査で確認していく。「おあしす 24 健康おいぞ」でスクエアステップがあり、ロコモティブシンドロームの運動機能障害予防と認知症予防の 2 つのことを兼ねて取り組んでいる。

以上が 4 日間にわたる主な質疑応答の内容である。

全会計説明日を入れた 5 日間で、傍聴議員は延べ 16 名、一般傍聴は延べ 6 名であった。

4 討 論（予算特別委員会）

各委員討論の主な内容

討論 1（全会計を反対する立場で討論）

4 月から消費税が増税されるが、増税分を町民に転嫁しないこと、子育て支援の拡充、学校図書の実、食品の放射能測定が進む点は評価する。

しかし、国保税が値上げされ、障がい者の医療費助成が削減される中、セーフティネットの予算が計上されておらず、国保・介護・後期高齢者の特別会計には反対する。下水道では、寒川から横断する不要な新事業が盛り込まれ反対する。

観光は総計予算主義となっているか疑問があり、マリア道や町道幹 16 号線整備事業を行う必要はなく、駐輪場整備では 5 億円もの費用をかけず、町民全体の意見を聞いて進めるべきと考え反対する。

討論 2（全会計を賛成する立場での討論）

町全体を「健康」にしていくための予算計上で、地域防災力強化に向けてスタンドパイプが導入されたこと、災害時の拠点施設の非常用自家発電の充実が町民の生命財産を守る第一歩となる。

東日本大震災から 3 年目を向かえ、身の丈に合った生活をと誰もが考え、大磯町においても身の丈に合った財政運営がされていくことを期待し、賛成する。

討論 3（全会計を賛成する立場での討論）

大磯町でも高齢化が進み、早急な対策として若い世代の居住を推進するために、土地用途の見直しや産業振興、雇用の促進対策等が必要と思うが、予算にこれらの考えが組み込まれていないことは残念である。

しかし、町民のために前に進むことは大事と考え、賛成する。

討論 4（全会計を賛成する立場での討論）

旧吉田茂邸再建事業が予算化され、新たな観光の核づくり推進のための予算は前年より 28.9% の増額となり、町の活性化に結びつくことを期待する。また、ごみ処理広域化における厨芥類資

源化施設では、調査結果から中止を決断したことは高く評価する。

一方、既設防犯灯を蛍光灯から LED に切り替えて経費削減することは賛成だが、暗くて危険な箇所への設置要望を優先させること、また、高齢者人口が増えてくる中、高齢者世帯の戸別ごみ収集は試験運用から 5 年も経っている。

「入りを図り、出を制する」を肝に銘じ、コスト意識と公平性を持って予算執行することを強く望む。

討論 5（全会計を賛成する立場での討論）

町観光協会事業補助金の増額理由が事務局員 2 名の給料の増額であること、「確かな学力」を育てるための教育費予算が不十分であること、火葬料の限度額変更を町民に徹底した周知を図ること、など配慮を求める部分もあるが、おおむね予算立てについて認める。

討論 6（全会計を賛成する立場での討論）

収入の根幹となる町税が 7 年ぶりに増となる見込みとなる。事業では、小型動力ポンプ積載車購入を評価し、はつらつサポーター事業で介護保険料の歳出抑制に期待する。公共施設の修繕計画書の早期策定、ごみ減量化のための PR は必要であると考え。介護保険給付費の削減、下水道接続率のアップを要望する。

討論 7（全会計を賛成する立場での討論）

駅前自転車駐車場整備、旧吉田茂邸再建、郷土資料館リニューアル等で町には変化が起きることになる。健康づくりの推進として、がん対策の継続を求める。ロコモティブシンドロームの予防推進、子育て支援として臨床心理士を配置したこと、小・中学校の児童・生徒用パソコンの更新などを評価し、合併 60 周年イベントや大磯資源の活用と地域振興に期待する。

5 審査結果（予算特別委員会）

議案第 19 号	可決（賛成多数）	賛成 6、反対 1
議案第 20 号	可決（賛成多数）	賛成 6、反対 1
議案第 21 号	可決（賛成多数）	賛成 6、反対 1
議案第 22 号	可決（賛成多数）	賛成 6、反対 1
議案第 23 号	可決（賛成多数）	賛成 6、反対 1

6 討 論（本会議）

討論 1（全会計反対の立場で討論）

4 月から始まる消費税の増税、復興増税、また新たに 70 歳になる方の医療費の窓口負担が 1 割から 2 割になるなど、国の決めた制度により生活は厳しくなる。消費税の増税は町の財政にもしわ寄せが来ることがわかったが、増税分を町民に転嫁しない点は評価したい。また、給食費も 26 年度は値上げをせず、子育て支援の拡充が図られる予算であること、学校図書館の充実、学校給食食材の放射性物質の測定についても評価する。

国民健康保険料の 10% 近い値上げ、障害者医療費助成については新規の 65 歳以上の重度障害者については対象外とし、10 月からは所得制限を設ける。さらに、火葬料補助金を段階的に減

額し、3 年後は今までの上限額の 9 万 5,000 円は 5 万円になる。これら値上げは、すべて町の判断によるものである。国の福祉の後退に対し、防波堤の役割を町が果たすことを町民は求めていると思うが、町独自のセーフティネットの施策、また減免制度の拡充がない。この意味から、国民健康保険事業、26 年度の値上げが決まった後期高齢者医療保険事業、介護保険事業に反対である。

無駄な事業は凍結をすべきである。国府本郷西小磯 1 号線（マリア道）の拡幅整備事業は用地取得が進んでおらず、大変な事務量であり、予算計上は協議が整ってからすべきである。幹線 28 号線の拡幅は協議が整わないために計上されていない。虫食い状態の道路は要らない。幹線 16 号線の拡幅では、周辺の住民の反対意見が多い中で、強引に進めることに反対である。

もう一つ問題にしたいのは、駅前の駐輪場整備のための 5 億円である。自治基本条例にのっとって設けられた町民ワークショップでは、町民参加で進めていたはずの案が町の案に取って替われ、町が町の案を決定した形となった。2 カ年で行う旧吉田邸再建の工事費はほぼ同額の 5 億 1,000 万円と聞く。骨組みがあれば機能する駐輪場にこれだけの予算は納得できない。

神奈川県第 4 の観光の核づくり事業に認定され、観光事業に力を入れるとしているが、約 1,000 万円の官民連携事業の調査結果を受けた計上はされておらず、総計予算主義の観点から、疑問が出てくる。また、滄浪閣もこの調査の対象となっているはずだが、26 年度観光協会に 100 万円の調査委託が入った補助金を出すことについては、二重投資にならないか疑問である。

下水道事業では、相模川流域下水道建設負担金の人口見直しが実現したものの、必要のない寒川からの新たな横断の管の布設工事費が盛り込まれることから、反対である。

討論 2（全会計賛成の立場で討論）

26 年度予算編成にあたり、町全体を健康にしていくことを力点に、事業の見直しや優先度の精査等が行われた。本庁舎や消防本部など災害時の拠点施設の非常用自家発電整備が充実することは、何より安心できる。健康医療では「おあしす 24 健康おいぞ」事業で、ロコモティブシンドロームの予防や、寝たきりや、要介護の原因を防ぎ、健康づくりが進み、医療費の削減など、期待が大きい事業である。食の安全安心のために平塚市と連携し、町民の持ち込む食品の放射性物質の検査ができる体制づくりができ、安心である。介護予防事業として「大磯はつらつサポート事業」が行われることで、健康づくり、生きがいがいづくりができる。

東日本大震災から 3 年が過ぎ、人口減少と高齢化、大きな成長が見込めない中で、大磯町にとって町民ニーズに沿った、身の丈に合った予算運営がされることを願う。町民にとって痛みを伴う事業も出てくるが、理解いただくために丁寧な説明、公平と透明性が求められる。理事者及び職員の方にもぜひ努力していただきたい。

討論 3（全会計賛成の立場で討論）

おおむねの予算立てについては認めるが、一般会計予算について次の点の慎重な対応を求める。

教育予算は 700 万円ぐらい増となり、中学校におけるコンピュータ教育推進事業や、子育て支援における臨床心理士の配置等の事業は認めるが、町長の施政方針における確かな学力を育てるための予算は、人的配置に関し不足であると考え、そのための工夫や努力を望む。

町観光協会事業補助金の増額理由は、①事務局長及び事務局員の給料を約 2 倍にすること。②観光宣伝事業として邸園利活用調査研究費 100 万円が計上されていることだが、これらの理由は妥当とは考えられず、なぎさの祭典への町としての 500 万円についても内容が明らかではなく、不透明な部分が多く残る。

第 4 の観光の核づくり事業において、26 年度の観光の推進事業は、町歩きウォークラリー事業、海水浴場振興事業、ビーチテニス、観光トイレ整備事業があるのみであり、商工費としての観光振興対策事業と、新たな観光の核づくり推進事業、投資的事業と、都市計画費におけるまちづくり推進事業、景観づくり事業がどのように第 4 の観光の核づくりへとつながっていくのかが見える形のものになっていないと考える。予算審査の中でも全体像が見えず、核づくりができるのかと思えない部分が多くある。

火葬料助成金の限度額変更については、広報やホームページだけでなく、町民への徹底した周知を図ること、各地域において回覧板による周知が最有效と思われ、ぜひ行ってほしい。町民が公平に受けられるものでない補助金を増額し、公平に受けられるサービスを減額することは、このままでよいとは考えられない。今後の熟慮と慎重な対応を求める。

7 審議結果（本会議）

議案第 19 号	可決（賛成多数）	賛成 12、反対 1
議案第 20 号	可決（賛成多数）	賛成 12、反対 1
議案第 21 号	可決（賛成多数）	賛成 12、反対 1
議案第 22 号	可決（賛成多数）	賛成 12、反対 1
議案第 23 号	可決（賛成多数）	賛成 12、反対 1

(仮称)大磯町省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの利用の促進に関する条例(骨子案)検討経過

回数	会議名等	開催日	会議内容等
—	議会運営委員会	平成25年7月12日	議会基本条例に基づく議会改革をさらに推進するため「議会改革に向けて継続して検討を進める事項」11項目を設定して、改革を進めることとした。
—	総務建設常任委員会 打合せ会	平成25年8月12日	「議会改革に向けて継続して検討を進める事項」を推進するため、各常任委員会が調査・研究テーマを設定して政策立案・政策提言等を行うこととなった。総務建設常任委員会は調査・研究テーマの候補を「ごみ減量化における厨芥類資源化施設のあり方」「公共施設の老朽化や社会ニーズに伴う公共施設整備計画(改修計画等)の策定」「自然エネルギーの導入推進に向けた制度の整備」「大磯町財政白書の作成」の4項目とした。
—	総務建設常任委員会 協議会	平成25年8月20日	8月12日に調査・研究テーマの候補とした4項目のうち、総務建設常任委員会として政策立案、政策提言等を行う調査・研究テーマを「自然エネルギーの導入推進に向けた制度の整備」に決定した。
1	議員研修会	平成25年10月23日	講演内容: 自然エネルギー振興基本条例の必要性とひな形案 講 師: 船橋晴俊法政大学教授(社会学)
—	総務建設常任委員会 視察研修	平成25年11月5日 ～6日	総務建設常任委員会の調査・研究テーマ「自然エネルギーの導入推進に向けた制度の整備」に基づき、先進自治体等の視察研修を実施した。愛知県新城市「省エネルギー・再生可能エネルギー推進に係る条例制定の手続き等」、岐阜県中津川市「自然エネルギー導入推進の状況(小水力発電等)」、中部電力浜岡原子力館「浜岡原子力発電所の安全対策、再生可能エネルギー導入等」である。
2	総務建設常任委員会 勉強会	平成25年12月11日	議 題: 自然エネルギーの導入推進に向けた制度の整備 アドバイザー: 船橋晴俊法政大学教授(社会学) 協議内容: 総務建設常任委員会における今後の進め方等
3	総務建設常任委員会 勉強会	平成26年1月9日	議 題: 自然エネルギーの導入推進に向けた制度の整備 アドバイザー: 北風亮法政大学地域研究センター職員 協議内容: 条例制定スケジュールの確認、他自治体の条例比較表の作成等
4	総務建設常任委員会 勉強会	平成26年1月31日	同議題、同アドバイザー 協議内容: 他制定自治体条例の研究等により作成した条例骨子作成資料の確認
5	総務建設常任委員会 勉強会	平成26年2月14日	同議題、同アドバイザー 協議内容: 条例骨子作成参考資料に基づく、条例への規定を予定する「目的」「定義」「基本理念」の研究等
6	総務建設常任委員会 勉強会	平成26年3月7日	同議題、同アドバイザー 協議内容: 条例骨子作成参考資料に基づく、条例への規定を予定する「前文の内容」「町の役割」「町民の役割」「事業者の役割」「連携の推進」の研究等
7	総務建設常任委員会 勉強会	平成26年3月20日	同議題、同アドバイザー 協議内容: 町の環境基本条例、環境基本計画、他制定自治体条例の研究等による条例「前文」の内容研究、環境審議会への情報提供等
8	総務建設常任委員会 勉強会	平成26年4月11日	同議題、同アドバイザー 協議内容: 前回の勉強会意見を踏まえて作成した条例(骨子案)の「前文」「目的」「定義」「基本理念」「町の役割」「町民の役割」「事業者の役割」の見直し等
9	総務建設常任委員会 勉強会	平成26年4月25日	同議題、同アドバイザー 協議内容: 前回の勉強会意見を踏まえて作成した条例(骨子案)の「前文」の再確認、本文制定事項内容の確認、条例制定スケジュールの見直し等
10	総務建設常任委員会 協議会	平成26年5月7日	同議題 協議内容: 勉強会意見を踏まえて作成した条例(骨子案)全文の確認、条例制定変更スケジュールの確認等

(仮称) 大磯町省エネルギーの推進及び再生可能エネルギー の利用の促進に関する条例 (骨子案)

(1) 前文

化石燃料を大量に消費するエネルギー政策は、長年にわたり地球温暖化など、環境に大きな影響を及ぼしてきました。また、2011年の福島第1原子力発電所の事故によって原子力の巨大なリスクが明らかになり、私たちはこれまでのエネルギーの使い方を今一度立ち止まって考える必要があることに気づきました。

大磯町は豊かな自然と多くの歴史的文化遺産を有する風光明媚な住宅地として、環境基本計画などにより環境保全に取り組んできました。これからはそれに加え、町民一人ひとりが省エネルギーを推進し、化石燃料や原子力に頼らない再生可能なエネルギーを活用したエネルギー政策の推進が不可欠です。

私たちは、自然豊かな環境と、災害に強い安心・安全な地域社会を次世代に引き継ぐためにこの条例を制定します。

【説明】

前段は、化石燃料や原子力の利用による生活環境や自然環境への影響を表記しています。

後段は、前段に表記した問題解決を図り、災害に強い安心・安全な地域社会をつくりあげる手段の一つとして、町として省エネルギーを推進し、再生可能エネルギーの利用を促進する条例を制定し、次世代に良好な環境を引き継ぐことを表記しています。

(2) 目的

この条例は、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの利用の促進について、大磯町（以下「町」という。）、町民及び事業者の役割を明らかにすることにより、環境への負荷の低減を図り、持続可能な地域の発展及び町民の安全で健康な生活の確保に寄与することを目的とします。

【説明】

省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの利用を促進していくことが、環境負荷の低減につながります。この条例は、町、町民、事業者の役割を明らかにして、持続可能な地域社会を発展させ、町民の安全で健康な生活の確保に寄与するために、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの利用に関する基本理念を定めるものです。

(3) 定義

この条例における用語の意義は、次のとおりとします。

① 町民

町内に在住、在勤又は在学する者をいいます。

② 事業者

町内で事業を営む者又は営もうとする者をいいます。

③ 省エネルギー

エネルギーの使用の節約及び効率化を図ることをいいます。

④ 再生可能エネルギー

自然の営みから得られるエネルギー源であり、かつ永続的に利用できると認められる次に掲げるエネルギーをいいます。

☐ 太陽光

☐ 風力

☐ 水力

☐ 太陽熱

☐ バイオマス

☐ その他の自然エネルギー資源を活用して得られるエネルギー

【説明】

この条例における用語を定義しています。

「再生可能エネルギー」・・・法律（エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律）で「エネルギー源として永続的に利用することができると認められているもの」と規定されている太陽光などを利用したエネルギーを指します。

「バイオマス」・・・動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（石油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいいます。

（４）基本理念

① 町、町民及び事業者は、地域のエネルギーは地域のものという共通認識のもとに相互に協力して、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの利用の促進に積極的に努めるものとします。

② 再生可能エネルギーは、経済性及び持続性に配慮しつつ利用を図るものとします。

③ 再生可能エネルギーは、地域に根ざした主体が、地域の発展に資するように利用するものとします。

④ 再生可能エネルギーは、地域内における公平性及び他者への影響に十分配慮して利用するものとします。

⑤ 省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの利用にあたっては、環境負荷の低減や地域の自然環境の持続性に配慮するものとします。

【説明】

地域に存在する再生可能エネルギーは、地域における重要な資源です。その活用にあたっては、町、町民、事業者が相互に協力して、経済性や持続性に配慮しつつ、地域に根ざした活動主体が地域の発展に貢献できるような使い方をすべきであり、再生可能エネルギーの持続性や地域内での公平性、他のものに対する影響に配慮するものとしています。

「相互に協力して」・・・再生可能エネルギー事業を施行する際は、地域住民に事業の規模や影響などを説明し、理解を得ることなどにより、相互協力など信頼関係を築いていくことが大切です。

「経済性及び持続性」・・・事業から生ずる利益を地域に還元できる仕組みを作り、継続することにより、地域経済に配慮した取り組みであることが必要です。

「地域に根ざした主体」・・・再生可能エネルギー事業の施行にあたっては、事業に対する専門的知識、運営能力が求められます。また、施設の円滑な運営管理等に対応した体制、資本力など地域における社会的信頼性が必要です。再生可能エネルギー事業を施行する地域において、地域の住民と相互に協力する関係を築くことができる事業体をいいます。

「公平性」・・・再生可能エネルギーは地域全体の資源である以上、同じ地域で再生可能エネルギー事業を展開する者がいる場合は、大きな資本力を持つ事業者のみが恩恵を受けるのではなく、公平性を持って使用していくことが必要です。

「他者への影響」・・・再生可能エネルギー事業を施行しようとした場合に、当該事業による影響を生じさせないようにすることが必要です。

（５） 町の役割

- ① 町は、公共施設等における省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの利用を積極的に推進するものとします。
- ② 町は、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの利用状況について情報収集に努めるとともに、町民と事業者の理解に資するため、省エネルギー及び再生可能エネルギーに関する情報と学習の機会を提供するものとします。
- ③ 町は、次世代を担う子どもに対する省エネルギー及び再生可能エネルギー並びに環境の保全に関する教育の取り組みを支援するものとします。

【説明】

町は、地域に存在する再生可能エネルギーが地域の資源であることを認識し基本理念を実現するため、公共施設や町有地などの公有財産において省エネルギーや再生可能エネルギーの導入と活用を進めることとします。また、再生可能エネルギーの活用に必要な制度等の構築や研修等の支援を行います。たとえば、再生可能エネルギー活用の必要性などの研修や講座の開催、民間活力を利用した再生可能エネルギー普及方策の構築などです。子ども達に対しては、環境教育の一環として再生可能エネルギーの必要性を教育

の場を通して支援します。

(6) 町民の役割

町民は、自主的に省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの利用についての知識の習得と実践に努めるとともに、町が実施する施策に協力するものとします。

【説明】

町民は、地域に存在する再生可能エネルギーが地域の資源であることを認識し、省エネルギーや再生可能エネルギーについての知識の習得や、その利用に努めるとともに、町が実施する施策に協力するものとします。

(7) 事業者の役割

- ① 事業者は、その事業活動を行うに当たり、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの利用に努めるとともに、町が実施する施策に協力するものとします。
- ② 再生可能エネルギーによる発電等の事業を営む、又はこれから営もうとする事業者は、将来にわたり資源の活用における環境の保全と他者への影響に配慮するものとします。

【説明】

事業者は、地域に存在する再生可能エネルギーが地域の資源であることを認識し、事業活動において省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入に努めるものとし、事業者の自主的な取り組みとして町が実施する施策に協力するものとしています。

再生可能エネルギーの事業者は、地域に存在する再生可能エネルギーが地域の資源であることを認識し、基本理念に沿って地域の発展に資するよう資源の活用と環境の保全、他の者に対する影響に配慮するものとします。

(8) 連携の推進

町、町民及び事業者は、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの利用に当たっては、相互に連携し、又は国、他の地方公共団体、大学、研究機関、その他関係機関と連携するよう努めるものとします。

【説明】

町、町民、事業者は協働して再生可能エネルギーの利用を推進していくうえで、必要に応じて国、地方公共団体、大学、研究機関やその他関係機関とも連携するよう努めるものとします。

(9) 委任

この条例の施行に関して必要な事項は別に定めることとします。

【説明】

条例の施行に関し、必要事項は規則、要綱等で別に定めるものとします。

(10) 附則

この条例は平成 27 年 4 月 1 日から施行します。

【説明】

この条例の施行期日を定めるもので、平成 27 年 4 月 1 日から施行することとします。

(仮称)大磯町省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの利用の促進に関する条例 制定スケジュール

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
総務建設常任委員会勉強会																
総務建設常任委員会協議会 (コアグループ協議会)																必要に応じて 町側職員が参 画
議員全員協議会																
条例骨子・素案作成																
パブリックコメント																
議会報告会 町民説明会																
関係団体との 意見交換・意見聴取																
意見の集計 結果の公表																(結果の公表) 議 会だより・広報お おいそ・ホームペ ージ
条例案作成 及び法制審査																
議会上程																
条例公布・施行																2015/4/1 施行
条例内容等の周知																議会だより・広 報おおいそ・ ホームページ

平成25年度第2回議会報告会の意見・提言・要望等

番号	分野	内容・テーマ	報告会場	意見・提言・要望等	町からの回答
1	建設都市計画	大磯運動公園の指定管理	国府支所	以前、大磯運動公園では町民のボランティアの方々が草むしりなど周辺整備に携わっていたと思う。それが指定管理者になり、こうした町民参加の行動を封じるような契約になったことに納得できないがどのようになっているのか。	大磯運動公園の指定管理については、(株)ランナース・ウェルネスにより実施しておりますが、随時草むしりやお花のお手入れなどを一緒にお手伝いいただけるボランティアさんを募集しています。
2	産業観光	嶋立庵や旧島崎藤村邸の管理	国府支所	嶋立庵や旧島崎藤村邸の管理が赤字になっている。今後、旧吉田茂邸の管理をするようになれば、支出ばかりになる。ガイドボランティア協会の方たちは相当な経験も積んでおり、よく町のことも知っているなので、その方たちにうまく管理してもらう方法をとってはどうか。	より効率的な施設の維持管理や施設の持つ文化的な特長を活かした運営にむけて、今後、嶋立庵の管理運営については指定管理者制度の導入を図るなど、これまでの管理運営手法の見直しに取り組みます。
3	産業観光	町の将来の観光行政	国府支所	滄浪閣は町の所有ではないが、大磯町にとっては非常に大切な場所である。町の将来の観光行政も含めて考えて欲しいがどうか。	平成25年度において、滄浪閣を含む旧大型別荘の再生・利活用検討調査を、各所有者の協力を得て行いました。今後、報告書の内容を十分に精査して町内の活性化につながるような取組みに繋げて行きたいと考えています。
4	建設都市計画	国府橋の改修	国府支所	国府橋は築70年以上も経って危険な橋である。防災対策としても、早急に建替えてほしいが、いつ頃までに出来るのか。	国府橋につきましては、神奈川県が実施しています二級河川不動川の河川改修と合わせ架け替えを計画しています。平成25年度に橋の架け替えのための詳細設計を神奈川県が行っており、平成26年度には、その詳細設計に基づき、神奈川県と連携して用地交渉を行い、用地買収が整い次第、工事に着手していきます。
5	建設都市計画	葬儀場建設	国府支所	いよいよ嶋立庵隣に葬儀場が建設されると聞いている。議会として、設計ができた段階でなく、造る前に相手方に葬儀場であると分からないような外観にしてほしい等の注文を出してほしいがどうか。	まちづくり条例の手続きの中で、公聴会や助言提案等を経て、旧東海道沿道に形成されてきた歴史的町並みに配慮をしてもらうよう協議を行っております。
6	生活環境	剪定ごみの回収	国府支所	11月は剪定枝ごみが多く出る時期である。ごみ処理広域化となり、来年の収集日はすでに決まっているという町の回答ではあるが、きめ細かな対応をしてほしいがどうか。	ごみ処理広域化に伴い、昨年10月に町民の皆さんの御協力をいただき、ごみの分別収集方法を見直しました。収集日や収集回数については、現在のところ変更する予定はありません。剪定枝については、排出量の多い時期には御不便をお掛けしますが、町では剪定枝の資源化を進めていますので、剪定枝は剪定枝の収集日に出していただくよう御理解・御協力の程よろしく願いいたします。

番号	分野	内容・テーマ	報告会場	意見・提言・要望等	町からの回答
7	建設都市計画	歩道の切り下げ整備	国府支所	町内には店舗等に入る部分など、歩道の切り下げで数か所困っているところがある。何かの理由で整備し直すときがあれば、配慮してほしいがどうか。（大磯西郵便局・ヤオマサ入口・大磯駅前）	歩道は、車等から歩行者の安全を確保するために設けているものです。 道路整備を行う際には、隣接する地権者と切り下げ箇所の位置を確認し、1箇所当たり最大で4.2mの幅で切り下げを行っております。 その後の土地利用などにより、切り下げ箇所が現状と則していない場合には、再度、隣接する地権者等の考えを確認した上で改善してまいります。なお、大磯西郵便局やヤオマサ入口につきましては、県道に関連しますので、県にもご意見の内容は伝えます。
8	行財政	公債費の返済計画	国府支所	決算の数字を見ていると、町は10億円を借りて8億円を返済している。町の返済計画や方針があるならば、町民にも示してほしいがどうか。	町の公債費返済計画につきましては、大磯町一般会計・特別会計予算附属説明書に、元金償還額を超えない範囲内での今後の借入見込み額を含む公債費推計一覧表を掲載しております。なお、大磯町一般会計・特別会計予算附属説明書は、ホームページに掲載しております。また、本庁舎の町民情報コーナー及び国府支所にも置いてありますので、開庁時間内であればいつでも閲覧可能となっております。
9	建設都市計画	駅前「大磯迎賓館」の公共性	国府支所	駅前にある「大磯迎賓館」は民間事業者によりレストラン経営をしているが、もう少し公共性のある使い方ができないのか。	大磯駅前洋館につきましては、(株)インターナショナル青和によりレストランとして使用されていますが、旧館部分については各種イベントや展示スペースとして貸し出しされています。また、庭園についてはどなたでも自由に散策していただくことができます。
10	行財政	万台こゆるぎの森の保証金	本庁舎	万台こゆるぎの森の保証金1億8,000万円で国債を買ったということだが、国債の利子はどのぐらいなのか。町の収入としてはどういう扱いになるのか。	平成25年3月末日に納入された1億8,000万円は短期国債の購入で運用し、その利子は現在の低金利のなか、73,800円でした。利子は、町預金利子としての諸収入になります。
11	建設都市計画	大磯駅北側マンション建設	本庁舎	大磯駅の山側に5階建てのマンション建設が計画されている。その場所は住宅が密集し、袋小路である。町の消防にははしご車がなく、広域協力で平塚市や二宮町から消防車が来たとしても活動する用地がない。安全上からも議論してほしいがどうか。	まちづくり条例の手続きの中で消防と安全上の協議がなされております。また、条例に規定する消防活動用空地等も確保されております。
12	行財政	放射線空間線量測定	本庁舎	町には放射線空間線量測定器が環境美化センターにあるが、借りて返すのに不便である。本庁舎など借りやすい場所に置いてほしいがどうか。	放射線測定器については、貸出し開始当初は半日単位での貸出しを行っていましたが、測定に十分な時間を取ることができるように、1日単位での貸出しに変更しています。 放射線測定器は精密機器のため、担当課である環境美化センターの責任の下で管理していくと考えていますので、貸出場所の変更は考えていません。御理解の程よろしくお願いいたします。

番号	分野	内容・テーマ	報告会場	意見・提言・要望等	町からの回答
13	行財政	再生エネルギー	本庁舎	再生エネルギーについて、町は他市町と連携しているような話があったが、小田原市でおもしろいシンポジウムなどもあり、町は小田原市と連携しているのか。	本町は小田原市とは連携していませんが、小田原市は再生可能エネルギーに関して、先進的に取り組んでいる自治体であると認識しています。 本町においても再生可能エネルギーについての検討を進めていますので、小田原市などの先進自治体を参考にしていきたいと考えています。
14	生活環境	通学路の安全	本庁舎	16号線を通して大磯小学校へ通学する児童がたくさんいるが、8時前後にはかなりの量の車が通っており、スピードも出ている。一度議員の方々にも現地の状況を確認し、一方通行などの対応を考えてほしいがどうか。	幹線16号線につきましては、今年度、車道と歩道を区分けするためのカラー舗装（グリーンベルト）を行いました。依然車両がスピードを出して危険との指摘を受け、その対応について大磯警察署と協議しましたが、更なる速度規制は厳しいとのことで、町としては路面表示などによる視覚効果を求め、ドライバーのマナー改善につながる対策を講じたいと考えております。
15	行財政	脱原発の取り組み	本庁舎	町の脱原発の取り組みについて、どのような形で町民意見を把握しているのか。また、近隣市町と連携して国や県に対して要望を行っているということだが、具体的にはどのような要望を行ったのか。	東日本大震災に伴う福島原発の事故以来、町では、再生可能エネルギーや省エネルギー普及への取り組みのひとつとして、住宅用太陽光発電システム設置に対する補助を行ってきましたが、平成26年度からは、家庭用燃料電池システム（エネファーム）、定置用リチウムイオン電池システム、電気自動車充電電器を補助対象に加え、更なる普及啓発と町民の皆さんの意識の高揚に努めているところです。 また、要望活動といたしましては、神奈川県町村会を通じて、国や県に対して、原子力災害対策の強化として、農産物等食品に対するモニタリングの対応、情報の開示、原子力災害対策の補償を要望しました。また、新エネルギーの導入促進として、家庭での新エネルギー導入が促進されるような各種補助の継続や新たな制度創設の検討などの要望を行いました。

大磯町議会 議会報告会のアンケートのお願い

今回ご出席いただいた皆様にご意見やご感想をお伺いし、今後、内容の充実に努めていきたいと思っておりますので、アンケートにご協力をお願い申し上げます。

- 最初に、あなたご自身のことについておたずねします。それぞれの項目について、1つずつ選んで番号に○をつけてください。

性 別	1. 男	2. 女		
年 齢	1. 10歳代 5. 50歳代	2. 20歳代 6. 60歳代	3. 30歳代 7. 70歳代～	4. 40歳代
お住まい	1. 町 内 (地区)	2. 町 外		
ご職業	1. 学生 5. 無職	2. 会社員 6. その他 ()	3. 自営業	4. 主婦

- 次に、会場名の番号に○をつけてください。

1. 国府支所	2. 保健センター
---------	-----------

- 次に、以下の問にお答えください(複数回答可)。

【問1】 2つの会場の中から、この会場を選ばれた理由をお聞かせください。

1. 自宅から近い 2. 勤務先に近い 3. 交通の便が良い 4. その他 ()

【問2】 議会報告会の開催について、どこでお知りになりましたか。

1. 議会だより 2. 議会ホームページ 3. 広報お知らせ版
4. 公共施設の案内チラシ 5. SCNのテレビ放送 6. 地区からの案内(回覧含む)
7. その他 ()

【問3】 開催日時について、参加しやすいものはどれですか。

1. 平日の午前 2. 平日の午後 3. 平日の夜
4. 土日・祝日の午前 5. 土日・祝日の午後 6. 土日・祝日の夜
7. その他 ()

【問4】 資料はわかりやすかったですか。

配付資料は …… 1. わかりやすい 2. わかりにくい

議会だよりは …… 1. わかりやすい 2. わかりにくい

※ 2とお答えになった方は、その他の欄に、理由や改善すべき点のご記入をお願いします。

- 次に、議会報告会の感想をお聞かせください。

1. 良かった	2. 普通	3. 良くなかった
---------	-------	-----------

- その他、議会報告会について、ご意見、ご要望、ご提言などありましたらお聞かせください。

--

ご協力ありがとうございました。
大磯町議会議員一同